

## 千葉大学医学部附属病院医療行為等の説明及び同意の取得に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の4第2項及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の23第1項第4号の規定に基づき、千葉大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における医療行為等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手（以下「医療者」という。）が十分に説明を行い、それに対して患者等が十分に理解したうえで自らの意思で選択し、同意を行えるよう必要な事項を定める。

（医療行為等の説明に関する責任者）

第2条 病院に、医療行為等の説明に関する責任者（以下「医療行為等説明責任者」という。）を置く。

2 医療行為等説明責任者は、医療安全管理部長をもって充てる。

3 医療行為等説明責任者は、次条及び第4条に掲げる事項に関する遵守状況を定期的に確認し、その結果、適切でない事例が認められる場合は、必要な指導を行うとともに、当該事例を病院の各部署に通知する、研修で取り上げる等の対応を行う。

（説明書による説明及び同意書の取得が必要な医療行為等）

第3条 医療者は、次の各号に掲げる事項を含む医療行為等を行う場合は、患者等に対して説明書により十分な説明を行うとともに、同意書を取得しなければならない。

一 手術及び麻酔

二 侵襲的検査又は治療

三 身体拘束

四 先進医療及び臨床医学研究

2 前項に掲げる事項を含まない医療行為等を実施する場合には、必要に応じて十分な説明を行い、同意書を取得するものとする。

（説明内容）

第4条 前条に規定する説明及び同意は、次の各号に掲げる内容について行うものとする。

- 一 病名及び病状に関する事項
- 二 治療又は検査の必要性に関する事項
- 三 治療又は検査を行わなかった場合の予後に関する事項
- 四 治療又は検査の目的、方法、効果及び予後に関する事項
- 五 治療又は検査を行った場合の入院期間及び費用に関する事項
- 六 治療又は検査を行った場合の合併症、後遺症その他リスクに関する事項
- 七 治療又は検査を行った場合の死亡リスクに関する事項
- 八 治療又は検査以外の代替手段及びそのリスクに関する事項
- 九 不明点に関する追加説明を受けられることに関する事項
- 一〇 治療又は検査の中止の申し出に関する事項
- 一一 その他医療者が必要と認める事項

（人権及び自己決定権の尊重）

第5条 医療行為等に関する説明及び同意の取得に当たっては、当該患者の職業、社会的立場、家族構成、家庭内での役割、経済的な状況、病歴等に配慮し、当該患者の人権及び自己決定権を尊重する。

（同席者）

第6条 第3条に規定する説明の実施及び同意の取得は、複数名の医療者が同席して行うものとする。ただし、やむを得ず複数名の医療者の同席が困難な場合は、説明者以外の医療者が、当該説明書及び同意書に沿って当該患者の同意及び理解状況を確認し、その旨を診療録に記載することをもって行うことができる。

2 患者本人の理解力、意志決定能力が不十分な場合は、患者自身が認めた者又は法定代理人の同席を求めることとする。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、医療行為等に関する説明及び同意の取得に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。